

消防法施行規則【抜粋】

(昭和三十六年四月一日自治省令第六号)

第一章 措置命令等を発した場合における公示の方法

(措置命令等を発した場合における公示の方法)

第一条 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）第五条第三項（法第五条の二第二項、法第五条の三第五項、法第八条第五項（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、法第八条の二第七項（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、法第八条の二の五第四項又は法第十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により総務省令で定める方法は、公報への掲載その他市町村長が定める方法とする。